

## 第12回山形県個人情報保護運営審議会 会議録

日 時：平成26年9月2日（火） 10：30～

場 所：選挙管理委員会室

出 席：倉岡委員、岩倉委員、丹委員、富樫委員

欠 席：小笠原委員

### 【開 会】

### 【委員紹介】

### 【会長選出】

（委員の互選により倉岡委員が引き続き会長に選出された。会長から小笠原委員を会長職務代理者とする指名がされた。）

### 【会長あいさつ】

（要旨）

住基ネットが定着してからある程度の時間が経過したが、個人情報の保護についてはないがしろにはしてはならない。本日は慎重な審議をお願いする。

### 【協 議】

（1）について事務局より説明。

倉岡会長 ただいまの説明について、質問はあるか。

丹委員 これまで、条例に規定している事務で、トラブル等はあったか。

事務局 ございません。

岩倉委員 住基ネットを利用することで、母子・寡婦福祉資金の債権回収は進んだのか。

事務局 回収が進んでいるかは定かでないが、速やかに住所確認ができるメリットはある。

事務局 当該事務に関して、昨年度は71件の検索があった。

倉岡会長 昨年度は71件とのことだが、平成19年度に母子・寡婦福祉資金について条例に規定するため本審議会を開催した際は、その見込み件数としては200件程度となっていたと記憶している。これは回収が進んでいるからなのか、それとも別の方法で住所を把握しているのか。

事務局 村山総合支庁では本庁舎に住基ネット端末を設置しているが、当該事務を扱う

子ども家庭支援課は保健所内に配置されている。そのため、住所確認については、住基ネットの利用によらず、償還協力員より情報を得ているところである。村山総合支庁では、専任の償還協力員を置くことで、回収率が向上している。

富樫委員 どのような職員が住基ネットを利用できるのか。

事務局 職員が住基ネットを利用しようとする場合は、利用申請を行い、ネットワーク管理者である市町村課長の承認を得なければならないことになっている。山形県では、現在300名程度の職員が住基ネットを利用できることになっている。

また、住基ネットの利用に当たっては、事前に登録した静脈の情報により利用者の確認を行っており、他の職員によるなりすましは起こらない状況にある。

倉岡会長 今回の改正は、従前の母子・寡婦福祉資金に、父子福祉資金の事務を追加することであり、特段の問題があるものではないと思うが、今後もセキュリティに万全を期していただきたい。

(2) について

(特になし)

【終了】 10時50分